

～【はじめに】感染症危機への備え～

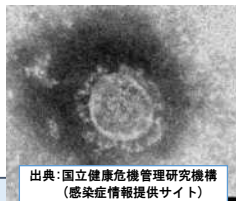
～【第1部】新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針～

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

(1) 感染症危機を取り巻く状況

[本編 P01]

- 途上国の都市化や人口増加、宿主となる動物との接触機会の拡大等により、**未知の感染症との接点が増大**
- 国際的な往来により、**世界中に拡散のおそれ**
- 新興感染症等の**発生予測及び発生阻止は現実的に困難**



出典:国立健康危機管理研究機構
(感染症情報提供サイト)

・平成15(2003)年: 重症急性呼吸器症候群(SARS) ・平成28(2016)年: ジカウイルス感染症 ・令和2(2020)年: 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- 新型ウイルスが出現した場合、多くの人が免疫を獲得していないため、**国家レベルの危機事象**として捉え、適切な役割分担のもと迅速かつ適切な対応が必要
- 平成24(2012)年4月、**国全体として万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図る**ため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定

【新型インフルエンザ等の分類】

分類	概要
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったもの インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、かつて世界的規模で流行したが、その後流行することなく長期間の経過後に再興したもの
指定感染症	感染症法で位置付けられていない感染症で、1～3類又は新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性があり、措置を講じる必要があるもの
新感染症	人から人に伝染する感染症で、罹患した場合の症状が重篤かつまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の制定等

(1) 川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

[本編 P03]

- 平成17(2005)年11月 新型インフルエンザ対策政府行動計画の策定
→ **平成17(2005)年12月 川崎市新型インフルエンザ対策行動計画の策定**
- 平成25(2013)年6月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の策定
→ **平成26(2014)年3月 川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定**

(2) 改定の趣旨

- 新型コロナ対応を踏まえた**政府行動計画の抜本的改定(令和6(2024)年7月)**
- 新型コロナ対応において、**本市が臨時応急的に実施した取組の継承**

【第1章】新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

[本編 P06]

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的

【目的1】感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ① 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
- ② 流行ピーク時の患者数等を可能な限り少なくし、医療提供体制への負荷を軽減

【目的2】市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小とする

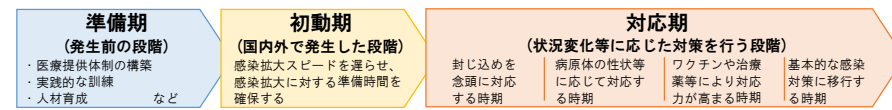
- ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切換え
- ② 市民生活及び市民経済の安定を確保
- ③ 地域における感染対策等により、欠勤者数等を抑制
- ④ 事業継続計画の作成や実施等より業務を維持

(2) 新型インフルエンザ等の基本的な考え方

【基本的な考え方(11の視点)】

- ① 対策の選択的実施
- ② 社会全体による取組
- ③ **時期区分による対策**
- ④ 平時における備えの整理や拡充
- ⑤ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切換え
- ⑥ 基本的人権の尊重
- ⑦ 危機管理としての特措法の性格
- ⑧ 関係機関相互による連携協力の確保
- ⑨ 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設における対応の備え
- ⑩ 感染症危機下における災害対応の整備
- ⑪ 記録の作成や保存

【時期区分】



(3) 様々な感染症に幅広く対応するためのシナリオ

ア 有事におけるシナリオの考え方

- 過去事例のみを前提とせず、**新たな呼吸器感染症等の可能性を想定**
- 発生初期においては、**感染拡大防止を徹底(早期収束を目標)**
- 適切なタイミングで**柔軟かつ機動的に対策を切替え**
- 病原体の変異等による**対策の長期化も想定**

川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案)の概要について

【資料2】

～【第1部】新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針～

① 初期期及び対応期のシナリオ(対応の大きな流れ)

時 期	シナリオ
初期期	感染症の特徴や病原体の性状について情報収集し、感染拡大に対する準備の時間を確保するため、迅速かつ柔軟に対応
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期 病原体の性状等に応じて対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 基本的な感染症対策に移行する時期 初期段階においては知見が限られているため、諸外国における感染動向等も考慮しながら、まずは封じ込めを念頭に対応する。 リスク評価を考慮しながら、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するため、感染拡大防止措置等を検討する。 ワクチンや治療薬の普及等により対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切替える。 ワクチンによる免疫の獲得や病原性・感染性の低下、対応力の向上等により、特措法によらない基本的な感染症対策(出口対策)へ移行する。

(4) 対策推進のための役割分担(主な役割)

ア 国の役割

- 自ら対策を的確かつ迅速に実施するとともに、**地方公共団体等を支援し、国全体として万全な体制を整備**
- **ワクチン・治療薬等の早期開発や確保**に向けた対策を推進

イ 地方公共団体の役割

- **基本的対処方針に基づき**、医療提供体制・検査体制の確保やワクチン接種、生活支援など、**自らの区域における対策を総合的に推進**

ウ 医療機関の役割

- 医療措置協定に基づき、地域の関係機関と連携して、**病床確保や発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材の派遣**などを実施

エ 指定(地方)公共機関の役割

- **特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策**を実施

オ 登録事業者の役割

- **職場における感染対策や事業継続の準備**を進め、新型インフルエンザ等の発生時において、**医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を継続**

カ 一般事業者の役割

- **職場における感染対策**を進めるとともに**衛生用品等の備蓄**に努め、新型インフルエンザ等の発生時においては、感染防止の観点から**一部事業の縮小を検討**

キ 市民の役割

- 衛生用品等の備蓄に努めるとともに、基本的な感染対策(喚起・咳エチケット・手洗い等)など、**個人レベルで可能な取組を実践**

【第2章】新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的な視点

(1) 行動計画における主な対策項目

【本編 P16】

- 様々な状況で対応できるよう、**発生段階に応じた対策の選択肢**を示すもの
- 各項目が関連し合っているため、**一連の対策として実施**

【13の対策項目】 ※ 赤字は新規又は拡充項目

内容は第2部へ

- ① 実施体制 ② 情報収集・分析 ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**
- ⑤ 水際対策** ⑥ まん延防止 **⑦ ワクチン** ⑧ 医療 **⑨ 治療薬・治療法**
- ⑩ 検査** **⑪ 保健** **⑫ 物資** ⑬ 市民生活及び市民経済の安定確保



(2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

【共通する3つの視点】

関係機関と連携

- ① 人材育成
- ② 国と地方公共団体の連携
- ③ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

【第3章】行動計画の実効性を確保するための取組等

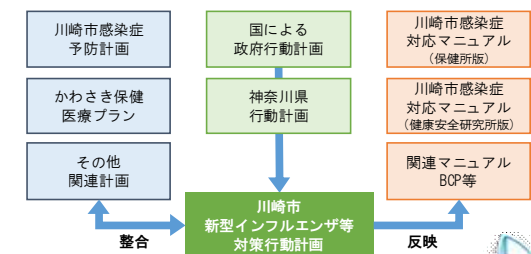
(1) 行動計画の実効性確保

【本編 P19】

- **危機管理推進会議や新型インフルエンザ等対策専門部会等の場を活用し**、全庁的な検討や対策の具体化、取組状況の確認など、**定期的なフォローアップを実施**
- 「新興感染症等の状況」や「国・県の行動計画改定」、「本市における取組状況」などを踏まえ、**概ね6年ごとに本市行動計画の見直しを検討**

(2) 関連マニュアル等への反映

- **「川崎市感染症予防計画」や「かわさき保健医療プラン」等との整合**を図りながら、必要な取組を一体的に推進
- **必要事項を「川崎市感染症対応マニュアル」等に反映**して具体化



～【第2部】新型コロナウイルス等対策の各項目の考え方及び取組～

【第1章】実施体制

本編
P21

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

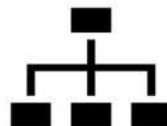
- 全庁一体での迅速・的確な対応に向けて、分野別の検討体制が必要
- 強化・拡充すべき対策を迅速かつ円滑に実施するため、応援体制等の整備が必要

イ 準備期(平時)

- 新型インフルエンザ等対策専門部会による分野毎の課題の抽出や情報連携、分野別検討体制の整備
- 保健所業務をはじめ、全庁的な応援体制整備等の調整

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 市対策本部の設置及び分野別の検討体制を活用した個別具体的な課題への対応
- 応援体制の開始・維持・増強・縮小や外部委託の活用等



【第4章】情報提供・共有、リスクコミュニケーション

拡充

本編
P35

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 適切な判断・行動ができるよう、迅速かつ正確な情報提供や共有が必要
- 偏見・差別や偽・誤情報の流布等を防ぐため、平時からの啓発が必要

イ 準備期(平時)

- 感染症発生時に取るべき行動の理解や情報リテラシーの向上等に向け、継続的な情報発信や啓発の実施
- 一体的かつ整合的な情報提供及び共有を行うための方法等の整理

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- ホームページやコールセンター等の設置・強化による迅速な情報提供・共有及びリスクコミュニケーションの実施
- 偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発の実施



【第2章】情報収集・分析【第3章】サーベイランス

本編
P27

本編
P31

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 科学的根拠に基づき、迅速な政策判断を可能にする体制の構築が必要
- 感染症発生を早期に探知するため、平時からのサーベイランス実施が必要

イ 準備期(平時)

- 感染症に関する情報を収集・分析・評価し、対策に役立てる仕組みの整備
- 「川崎市感染症情報発信システム」を利用したリアルタイムサーベイランスの実施・情報共有

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 情報収集・分析・リスク評価の実施及び当該結果等に基づく対策の判断・実施・見直し
- 感染症サーベイランスの体制強化及び状況に応じた体制見直し



【第5章】水際対策

新規

本編
P42

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 大型客船での患者発生等も想定した迅速な対応を行うため、検疫所との連携や健康監視等の体制準備が必要

イ 準備期(平時)

- 訓練等による検疫所等との更なる連携強化及び有事における入院調整や情報共有のあり方の調整
- 居宅等待機者(入国者・帰国者など)の健康監視を行うための更なる体制の整備

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 国が実施する水際対策に係る検疫所との更なる連携強化
- 居宅等待機者の健康監視や発症した際の対応のほか、大型客船等で患者が多数発生した場合における対応の実施



～【第2部】新型コロナウイルス等対策の各項目の考え方及び取組～

【第6章】まん延防止

本編
P44

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- まん延防止対策の影響を踏まえ、平時から準備や機動的な見直し等が必要
- 日頃からの個人の感染対策やまん延防止対策等の理解促進が必要

イ 準備期(平時)

- まん延防止等重点措置や緊急事態措置など、有事の際のまん延防止対策等に係る理解促進
- 市民一人ひとりの基本的な感染対策の更なる普及啓発

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 患者への必要な対応や濃厚接触者への外出自粛要請等
- まん延防止のための重点措置や緊急事態措置等の周知及び対応のほか、病原性・感染性に応じたまん延防止対策の実施



【第8章】医療

本編
P55

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 医療のひっ迫を踏まえ、平時から計画的な医療提供体制の確保が必要
- 病状や医療状況に応じた適切な医療提供による医療のひっ迫防止が必要

イ 準備期(平時)

- 医療措置協定に基づく医療提供体制の整備・確保(県による県内医療機関との医療措置協定の締結)
- 県及び市内医療機関・医療関係団体との協議・連携や相談センターの準備

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 医療措置協定に基づく医療提供体制の確保・強化及び市による入院調整・宿泊療養・自宅療養等の振り分け
- 国及び県の方針や市内感染状況に応じた相談センターの強化・縮小



【第7章】ワクチン

新規

本編
P50

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 迅速な接種実施のため、平時からの接種体制構築の検討や実効性の確認が必要
- 円滑な予約受付を行うための体制が必要

イ 準備期(平時)

- 市内医療機関や医療関係団体協力に基づく接種体制の構築やマニュアル整備、シミュレーションの実施
- 国が進める予防接種DX化と連動した予防接種事務のDX化推進

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 接種体制に必要な人員確保や接種の実施、健康被害救済制度の周知及び相談対応
- 予約サイト等の整備・運営及び市民への迅速かつ正確な周知



【第9章】治療薬・治療法

新規

本編
P63

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 国の診療指針に基づく治療薬・治療法の速やかな普及が必要
- 医療機関や関係団体との連携強化が必要

イ 準備期(平時)

- 国等が行う治療薬・治療法の研究開発等に係る連携及び協力
- 県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬に関する備蓄状況及び流通体制の把握・確認

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 診療指針に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等への情報提供・共有
- 中長期的な予後の把握及び合併症に対する治療法等の周知



～【第2部】新型コロナウイルス等対策の各項目の考え方及び取組～

【第10章】検査

新規

本編
P66

ア 新型コロナウイルスの経験を踏まえた課題等

- 有事において検査体制を速やかに拡大するための体制整備が必要
- 感染症の特徴や病原体の性状、流行状況に基づく検査実施が必要

イ 準備期(平時)

- 検査の精度管理及び関係機関等との連携による検査体制の整備
- 検査体制の維持及び強化に向けた訓練等の実施、国等が行う検査診断技術の研究開発に係る協力

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 迅速な検査体制の立ち上げ
- 感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等によるリスク評価に基づく検査方針の決定・見直し



【第12章】物資

新規

本編
P80

ア 新型コロナウイルスの経験を踏まえた課題等

- 物資不足による医療提供への影響を防ぐため、医療機関等においても感染症対策物資の備蓄が必要

イ 準備期(平時)

- 備蓄品目及び備蓄水準を踏まえた市による感染症対策物資等の備蓄
- 協定締結医療機関等における个人防护具を含む感染症対策物資備蓄の呼び掛け及び備蓄状況の確認

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 市による感染症対策物資の確保や医療機関等に対する不足物資の提供
- 県や近隣都市等との物資供給に関する相互協力



【第11章】保健

新規

本編
P70

ア 新型コロナウイルスの経験を踏まえた課題等

- 保健所業務の迅速・円滑な実施のための人員確保や業務の効率化が必要
- 自宅療養者(要配慮者を含む)の健康観察や物資支給等の支援が必要

イ 準備期(平時)

- 感染症有事における保健所業務の円滑な実施に向けた応援職員や民間人材等の確保、業務の標準化及び効率化
- 自宅療養者の療養支援のための体制構築

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 保健所の有事体制への移行及び関係機関等と連携した保健所業務(疫学調査・入院調整・療養支援等)の円滑な実施
- 自宅療養者の健康観察や物資の支給等の実施



【第13章】市民生活及び市民経済の安定確保

本編
P83

ア 新型コロナウイルスの経験を踏まえた課題等

- 影響を最小限にするためには、市民・事業者においても平時からの準備が必要
- 市民生活や事業経営を支援するため、迅速かつ効果的な施策が必要

イ 準備期(平時)

- BCPに基づく必要な準備や市民・事業者に対する適切な情報提供、有事に向けた必要な準備の勧奨
- 生活支援等を要する者への支援の仕組みや内容等の整備

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- BCPに基づき、まん延状況等を踏まえた対応への重点化
- 感染状況に応じた市民生活・市民経済支援の実施や、生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け

